

銀改

情報(第 96 号)



令和 2 年 8 月 7 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

周南市須々万にて：名前は知りません（令和 2 年 8 月 3 日）

熱中症と安全配慮義務



1 コロナより怖いもの

とても暑くなりまして、その上に新型コロナウイルス感染防止のためマスク着用、当然、経済が順調でない三重苦になっております。

新型コロナウイルスは、いずれ駆逐できるところ、いつまでたっても駆逐できないものとして、熱中症があります。今号では、事件を高等学校野球部とした熱中症による損害賠償請求事案を取り上げてみます。

2 事案の概要

徳島県の高等学校硬式野球部に所属していた A が野球部の練習中、熱中症に罹患し、その約 1 か月に死亡しました。残念というほかはありません。

A は、高等学校 2 年生で、その両親による損害賠償請求です。当日の事実経過は以下のとおりです。

16 : 00～	グラウンドの石拾い
16 : 30～	持久走 2 km
16 : 50～	ストレッチ、腹筋、背筋（各 10 回）
16 : 55～	100m ダッシュ、前半 25 本、5 分間休憩し後半 25 本。 A は、後半の 100m ダッシュを約 15 本行ったところで走るのをやめ、他の部員を応援していたが、B 監督に呼ばれた後、単独で 100 m ダッシュを再開した。
18 : 00～	後半の 100m ダッシュを終えた他の部員が休憩をし終わってもなお、A が 100m ダッシュを続けていたので、B 監督は、他の部員に A を呼びに行かせたが、A は更にダッシュを続けようとした。そこで、B 監督が A を呼びに行ったところ、A はうつぶせに倒れ込んだ。B 監督は、他の部員に水を持ってこさせるとともに、119 番通報。A の症状が過呼吸によるものであると考え、A に対し「落ち着け、ゆっくり息をはけ」などと声を掛け、背中をさすりながら救急車の到着を待っていた。救急車は、午後 6 時 16 分頃、グラウンド付近に到着、A は、午後 6 時 51 分頃、徳島県立中央病院に搬送。同病院に入院、意識不明のまま、平成 23 年 7 月 3 日、死亡。死因は熱中症を原因とする多臓器不全、汎発性血管内血液凝固症、肺出血であった。

3 事故当日の気温等

2 年後の平成 25 年 5 月 7 日～同年 6 月 6 日にグラウンドのピッチャーマウンド付近で午後 4 時と午後 6 時に気温を測定し、事故当日の気温は午後 4 時で 32.8～32.9℃、午後 6 時で 18.5～28.8℃と推定しています（原告の主張）。

4 裁判所の判断(高松高判平 27.5.29 判時 2267-38)

B監督が100mダッシュを中断した理由を尋ねると、足をつったと説明され、Aの言い訳と判断し、「1年生のFでも走れたんぞ、4番のお前が走らな勝てんぞ」と言って、給水を指示することなく、100mダッシュ再開を命じたということです。

(大変長い判決文で大胆に要約) B監督は、熱中症に関する知識を習得しているべきところ、事故当日のグラウンドの気温は、29℃以上と熱中症の危険性が増す状況にあったことをも踏まえれば、Aが足をつったのは熱痙攣によるものであると認識し得たといえる。

そうであれば、Aを注視し、少しでも異常な状況があれば即座に100mダッシュを中止させ、給水・塩分摂取・休憩を命じ、必要に応じ、熱中症に対する応急処置や病院への搬送措置を講ずるべき注意義務を負っていた。そして、再開後間もない段階でAの走る様子は変であり(おそらくヨタヨタ走っていた状態)、この時点で、100mダッシュを中止させる注意義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った点に過失があると、結論づけています。徳島県の敗訴で、上告しましたが受理されませんでした。

5 熱中症防止の安全配慮義務

一口でいうと、教員は、生徒が熱中症に罹患することのないよう配慮し、危険を防止する熱中症に関する一般的な安全配慮義務を負っているという判決です。

このように見ると、指導者は、技術や戦術の指導だけではなく、スポーツ科学の知識が必要となり、そうでないときは、その知識を有する者を助手として同伴させる工夫が必要です。

目を転じると、企業では、労働者に対して熱中症予防の安全配慮義務を負うことは明らかなです。第13次労働災害防止計画において、平成30年から令和4年までの5年間でそれまでの5年間と比較し、死亡者数(各期間中(5年間)の合計値)を5%以上減少させる、との目標が設定されています。

6 事故を発生させない

激しい運動を伴ったことを前提としても、野球部の4番が熱中症に勝てなかったわけで、多臓器不全、汎発性血管内血液凝固症、肺出血の状態に至ったというのですから、熱中症の危険性を改めて認識すべきです。前記事案では、生徒を失い、監督の地位も失ったと思われ、結果は重大です。最悪の事態を何としても予防したいものです。

厚生労働省から「職場における熱中症の予防について」(基発第0619001号)が発せられていますので、これを添付します。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

URL: <https://ginza-syaroushi.com/>